平成29年度介護サービス事業所に対する集団指導 質問票

No.	事 項	質 問 内 容	回答	
1	居宅介護支援 (特定事業所集中減算)	特定事業所集中減算が、平成30年度4月より従来の17から「訪問介護」「通所介護」「福祉用具貸与」の3つになるとのことですが、前期の3月だけ平成29年度にかかっています。 前期の3月分だけ提出をした方が良いのですか。 ※対象とならなくなった14の方です。	千葉県では、減算適用期間が平成30年4月以降のもの=平成29年度後期判定分(H29.9.1~H30.2月末)から、3事業に絞って届出を受理しているとのこと。したがって、平成30年前期判定分(H30.3.1~H30.8月末)についても、3事業のみの提出となる。	
2	居宅介護支援 (運営基準減算の見直し)	①運営基準減算の見直し(案)について、重要事項説明書の変更が必要になると思うが、どのように載せれば良いか。 ②現在契約している方は契約取り直しとなるのか、それとも別紙にて説明でよいのか。 ・運営規程 ・重要事項説明書	①利用者やその家族に対して、利用者がケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能である等の内容がわかりやすく記載されていれば良いと考える。 ② ・平成30年4月以前に契約を結んでいる利用者については、次のケアプランの見直し時に説明を行うことが望ましい。 ・運営規程や重要事項説明書でなければならないといった規定はなく、別紙でも良いと考える。 ただし、内容を利用申込者又はその家族に説明するにあたっては、理解が得られるよう、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、それを理解したことについて必ず利用申込者から署名を得なければならない。 参考:介護保険最新情報vol.629(平成30年3月23日) 「平成30年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.1)」	
3	居宅介護支援 (特定事業所加算の算定要件)	①特定事業所加算の算定要件の追加の中に、他法人の居宅と合同研修や事例検討が追加されていましたが、頻度はどれくらいですか?(月1回?年1回?) ②また、その研修は、内部研修(月1回)を1回としてカウントできますか?	①現時点では、具体的な回数については示されていない。 ②本要件の「共同」とは、開催者か否かを問わず2法人以上が事例検討会等に参加することを指しており、他の法人の居宅介護支援事業所が、開催者または参加者として事例検討会等に参加することが必要であるため、同法人内の内部研修については、本要件の1回には含まれないと考える。 参考:介護保険最新情報vol.629(平成30年3月23日) 「平成30年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.1)」	

4 居宅介護支援 (特定事業所加算の見直し)	①引き上げ要件 地域包括支援センターが実施する事例検討会への参加回数・参加人数について教えてください。 ②新設要件 他法人の居宅と共同の事例検討会、研修会の実施は、他特定事業所との共同の事例検討会、研修会も認められますか?	①現時点では、具体的な回数については示されていない。 ②質問No.3②と同様に考え、他特定事業所が他法人であれば、本要件の1回に含まれると考える。 ただし、開催にあたっては、特定事業所の趣旨を鑑み、地域全体のケアマネジメントの質の向上に資するよう努めること。
5 通所介護	通所介護を7〜9時間で利用されているご利用者の時間が、7〜8時間での利用に移行した場合、一連のケアマネジメントプロセスを経る必要があるのかについて。	介護報酬算定上のサービス提供時間区分が変更になる場合であっても、サービスの内容及び提供時間に変更が無ければ、居宅サービス計画の変更を行う必要はない。 一方で、今回の時間区分の変更を契機に、利用者のニーズを踏まえた適切なアセスメントに基づき、これまで提供されてきた介護サービス等の内容をあらためて見直した結果、居宅サービス計画を変更する必要が生じた場合は、通常の変更と同様のプロセスが必要となる。 参考:介護保険最新情報vol.629(平成30年3月23日) 「平成30年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.1)」